

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起の翌日)
休日は、(当日起の翌日)

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
湯村 正仁	鳥取市吉市一四八番地	鳥医一九五	昭和四十二年十二月二十三日
長野 護	一一番地 一、二九六	二九六	同上

鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
安東 良博	米子市後藤三七の九	鳥医二九四	昭和四十二年十二月十九日

告 示

◇ 正誤
昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十二号中訂正

鳥取県告示第三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に
規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町大山字木原一一八、一一九、一二〇
(以上三箇国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
名所の風致の保存

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日

田中歯科診療所	境港市日の出町二〇番地	昭和四十二年十二月十五日
井崎医院	鳥取市吉方八二〇	"
松村 "	倉吉市葵町八四一の一	十三日

八日

鳥取県告示第四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏 名	又は屋号	称	住 所	營業所の所在地
倉振 第 二 号	昭 三 六	大西治郎	旅館大西		東伯郡三朝町大字山田 六九番地	住所に同じ。

鳥取県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業道路敷地とするため

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役

鳥取県告示第七号

昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年一月十日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
東伯郡関金町大字関金宿一、一七五番地 南谷土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年一月九日から用途廃止した。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用 途
鳥取市田島字土手ノ内二三ノ一地先から二三ノ一地先まで		一〇一・三二	
字鎮場田三美ノ一地先から三美ノ一地先まで		一四六・一八	
"		"	水路敷

鳥取県告示第十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年一月九日から用途廃止した。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

昭和四十一年九月二日付けで南谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農地造成）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積 (キロ)	用 途
東伯郡東伯町大字徳万字下新畑三番地先から 四番地先まで	字添水谷西ノ二番地先から 四番地先まで	四九二・三一	道路敷	
字東為信三番地先から 四番地先まで	字西為信三番地先から 四番地先まで	五六三・四一	〃	
字添水谷西ノ二番地先から 四番地先まで	字西為信三番地先から 四番地先まで	五三一・七一	水路敷	
二三二・九二	〃	二三二・九二	水路敷	

鳥取県告示第十二号
昭和四十三年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供についての県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 資格審査願提出前二箇年の各事業年度における製造高又は販売高及び収入高

(二) 従業員の数

(三) 資本の額

(四) 営業年数

(五) 機械装置及び車両運搬具等の保有量

(六) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの)をいう。)

二 資格審査の手続

(一) 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願(様式第一号)を昭和四十三年一月二十九日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限

- 鳥取県告示第十一号
昭和四十三年一月九日
- 一 土地区画整理事業の名称
米子市旗ヶ崎団地土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
米子市中町二十番地
- 三 施行認可の年月日
昭和四十二年五月二十日
- 四 変更認可の年月日
昭和四十二年十二月二十七日

りでない。

(二) 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、印刷、工事用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十二年度の資格を得ため提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営業態調書を添付すればたりる。

イ 経営業態調書(様式第二号)

ロ 営業用機械器具調書(様式第三号)

ハ 貸借対照表(資格審査願提出前一箇年の事業年度分のもの)(様式第四号)

ニ 資格審査願提出前一箇年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)又は鳥取県の県税(事業税に限る。)及び自動車税の納税済みを証する書面

ホ 営業証明書(法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)

ヘ 営業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面

ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないとを確認することができる書面

チ 印鑑証明書

リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面

ミ 資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和四十三年度限りとする。ただし、昭和四十四年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

商号又は名称

電話番号 局 番

氏 名

印

営業種目

(詳細は業態調書参照)

製造の請負

このたび 物件の売買 の指名競争入札に参加する資格を得たいので
役務の提供

関係書類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。店舗の写真
(名刺判)

事業所の位置(略図)

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とする。

様式第2号

経営業態調書

年 月 日

(1) 商号又は名称				氏名				
(2) 所在地	本社、本店 営業所 出張所					(局)	番	
						(局)	番	
						(局)	番	
(3) 営業種目				特約店名 又は 代理店名				
(4) 営業年数(創業設立年月日)				年				
(5) 販売 製造高入 高又は高 高又は収入高	年度別	直前第2年度分決算より			直前第1年度分決算より			
	決算期別	年月 年月	日から 日まで	年月 年月	日から 日まで	年月 年月	日から 日まで	年間平均高
	製造高、販売 高又は収入高	千円		千円		千円		千円
(6) 流動資産 (7) 流動負債				千円	$\times 100 =$		%	
	千円							%
経営規模	(8) 従業員の数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計		
		人	人	人	人	人	人	
	(9) 資本の額	区分	直前決算時	千円	剩余欠損金処分	千円	計	千円
		資本金						
		準備金						
		積立金						
繰越欠損金 (繰越欠損)								
(10) 設備	計					千円	千円	
	① 價格(取得、製作)	機械装置	千円	車両、運搬具	千円	工具、器具	千円	
	② 減価償却費							
	① - ② 價格						千円	
(11) 摘要								

備考 設備欄は、提出者は記入しないものとする。

裏面余白

- 1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。
 2 本表は、経営業態調査の設備欄(10)の価格の算定上機械装置、車輌運搬具及び工具、器具別に別表に作成するものとする。

様式第3号

營業用機械器具調書

名 称	種 類	能 力	購 入 年 月 日	購入時の価格	備 考

様式第4号

貸 借 対 照 表 年 月 日 決 算

資産の部		資本の部	
項目	金額	項目	金額
現金・預金		支 払 手 形	
受取手形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商品)		預 り 金	
貯 藏 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く。)		その他の固定負債	
無形固定資産		計 (固定負債)	
投 資		負 債 計	
その他の固定資産		資本金及び剰余金	
計 (固定資産)		当 期 利 益・金	
繰 延 勘 定		計 (自己資本)	
合 計		合 計	

鳥取県告示第十三号

昭和四十三年第一回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十三年一月十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選舉管理委員会委員室

三 議題 鳥取県選舉管理委員会委員長の選舉について

正誤

昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十二号（地域森林計画の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 段 行

誤

八頭森林計画区 烏取県農林部林務課 烏取県八頭地方農林振興局
正 八頭森林計画区 烏取県農林部林務課 烏取県八頭地方農林振興局

倉吉森林計画区 烏取県農林部林務課 烏取県倉吉地方農林振興局